

議案第 23 号

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項前段中「含む」の次に「。次項及び第 4 項並びに次項において読み替えて準用する常勤職員条例第 16 条第 2 項において同じ」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 常勤職員条例第 16 条第 2 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第 19 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）」とあるのは「行政職給料表の職務の級が 6 級以上であるフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第 17 条第 3 項中「前項」の次に「において準用する常勤職員条例第 16 条第 2 項」を加え、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 常勤職員条例の改正により常勤職員の期末手当の額に改定があった場合におけるフルタイム会計年度任用職員の期末手当の額の改定は、改正後の常勤職員条例の施行の日の属する年度の翌年度以後の期末手当の額について改定するものとする。ただし、改正後の常勤職員条例の施行の日が 4 月 1 日であるときには、同日以後の期末手当の額について改定するものとする。

第 27 条前段中「第 17 条」の次に「（同条第 2 項において読み替えて準用する常勤職員条例第 16 条第 2 項の行政職給料表の職務の級が 6 級以上であるフルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額に乗じる割合に係る部分を除く。）」を加え、同条後段中「同条第 3 項中」を「第 17 条第 3 項中」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。